

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号）の一部が平成22年3月5日厚生労働省告示第70号をもって改正され、平成22年4月1日から適用されることとなったところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

なお、従前の「使用薬剤の薬価（薬価基準）を定める件について」（平成20年3月5日保医発第0305004号）は、平成22年3月31日限り廃止します。

記

- 1 薬価とは、保険医療機関及び保険薬局における薬剤の支給に要する額として、医療保険から支払われるものであり、保険医療機関及び保険薬局が薬剤を購入する際に支払うべき消費税及び地方消費税に相当する額を含めているものであること。
- 2 薬価の算定については、「薬価算定の基準について」（平成22年2月12日保発0212第1号）に基づき、算出したこと。
- 3 収載医薬品等  
(1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）」収載医薬品の告示数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
告示数	8,676	4,010	2,733	36	15,455

- (2) 別表は、第1部内用薬、第2部注射薬、第3部外用薬及び第4部歯科用薬剤に区分したこと。

